

# TMU土木構造研究会会則（改訂案）

平成18年6月15日 制定

平成21年7月2日 改訂

## 第1章 総 則

第1条 本会は、土木構造物に関する技術の研鑽と情報交換、および、会員相互の交流を目的とする。

第2条 本会は、TMU土木構造研究会と称し、事務局を学内に置く。

第3条 本会は、その目的を達成するために、研究会、見学会等を開催し、名簿、会報等を作成する。

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本学を卒業または修了した者、本学で学位を取得した者、および、本学の教職員、非常勤講師、もしくはそれらの職にあった者で、本会に賛同する者とする。

第5条 会員は、本人の申し出によって退会できるものとする。

## 第3章 役 員

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

(1) 会長 本会を代表して会務を総括するものとし、会員より選出する。

(2) 副会長 会長を補佐するものとし、学内外の会員より各1名を原則として、会長が推薦する。

(3) 事務局長 学内の会員より、事務を所掌するものとして1名を選出する。

(4) 幹事 会員より、幹事として10名程度を選出する。

(5) 学内幹事 学内の会員より、学内幹事として若干名を選出する。

第7条 役員は任期は2年間とし、再任はこれを妨げない。

## 第4章 名誉会長 顧問

第8条 会長は会長または副会長の経験者より名誉会長および顧問を推薦することができる。

## 第5章 運 営

第9条 総会は原則として年1回開催する。

第10条 総会においては、会の運営に必要な事項の決議を行う。

第11条 会長、副会長、事務局長、幹事、学内幹事で構成する幹事会を設置する。幹事会は研究会、見学会等を企画し、開催する。

第12条 事務局は、会の運営に必要な事務を行う。

付則 本会則は平成18年6月15日施行する。

以上